

国立大学法人琉球大学と公益社団法人沖縄県地域振興協会
との包括的連携に関する協定書

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「乙」という。）は、地域社会への一層の貢献に資するため、以下のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

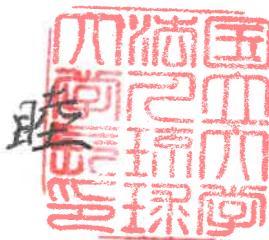
(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の連携・協力の下、双方が有する資源の効果的な活用を図り、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

令和4年1月14日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学



(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお実施時期、実施方法その他具体的な内容については甲乙が協議の上、別途定める。

- (1) 地域社会の発展・活性化に関すること
- (2) 文化的振興に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

学長 西田

乙 沖縄県那覇市旭町116番地37

公益社団法人沖縄県地域振興協会



(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲乙双方の合意により更新することができる。

(協定の解除)

第5条 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。